

豊中市チャレンジ支援事業（アントレプレナーシップ養成）運營業務委託 公募型プロポーザル 実施要領

1. 目的

本事業は、若い世代の起業家マインドの養成及び、具体的なプランをもつ大学生等の起業実現の支援などを通じてスタートアップ創出に向けた人材育成を実施し、豊中市新・産業振興ビジョンに掲げる基本方針「地域経済の好循環をつくる」「まちに活力とにぎわいを生み出す」の取組みの促進を図ることを目的としています。ついては、これらの取組みを進めるにあたり、豊富なノウハウと情報を基に事業を企画・実施する委託業者を選定する企画提案の公募型プロポーザルを行います。

2. 業務の概要

- (1) 業 務 名：豊中市チャレンジ支援事業（アントレプレナーシップ養成）運營業務委託
- (2) 業 務 内 容：別紙「豊中市チャレンジ支援事業（アントレプレナーシップ養成）運營業務委託業務仕様書」参照
- (3) 業 務 期 間：契約締結日から令和6年（2024年）3月31日まで
- (4) 提案上限額：5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 担当所管課

都市活力部 産業振興課

4. 参加資格要件

本案件に参加できる者は、応募書類等の提出期日において、下記のすべての要件を満たすものとします。複数企業が共同提案する場合は、構成員である全ての企業が要件を満たすものとします。応募書類等の提出後において要件を満たさなくなった場合も参加を認めません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと
- (2) 豊中市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が、代表者若しくは準ずる地位に就任し、又は実質的経営に関与している法人等でないこと
- (6) 労働関連法令に違反し、官公署から摘発または勧告等を受けていないこと

(7) 国税及び地方税を滞納していないこと

5. 参加表明手続

- (1) 募集期間：令和5年（2023年）7月28日（金）から8月18日（金）12時まで
- (2) 申込方法：提案書の提出をもって申込とする。

6. 現場説明会

- (1) 日時・場所
令和5年（2023年）8月4日（金）15時からを予定
会場：豊中市役所 第二庁舎 5階第1会議室
- (2) 参加方法
電子メールに事業者名、参加者名、参加者数、連絡先を記載のうえ、令和5年（2023年）8月4日（金）12時までに事務局へ申込みしてください。
※現場説明会にご参加いただかなくても、応募可能です。

7. 提案書作成要領

- (1) 提案内容
別紙「豊中市チャレンジ支援事業（アントレプレナーシップ養成）運營業務委託業務仕様書」参照

(2) 提出書の様式

No	提出書類の内容	様式について
①	プロポーザル参加表明書	様式1
②	業務提案書	任意様式
③	見積書	様式2
④	見積の内訳書 ※できる限り細かく見積根拠を明示	任意様式
⑤	入札参加停止措置等状況調書	様式3
⑥	団体の概要書（企業概要など）	任意様式
⑦	（任意）関連する業務実績	任意様式
⑧	①から⑦を格納した電子媒体	CD-R か DVD-R

- (3) 提出方法
持参、郵送、宅配便のいずれかとします。
- (4) 提出先
都市活力部 産業振興課（後記13. 応募先、質問先及び問合せ先を参照）
- (5) 提出期限
令和5年（2023年）8月18日（金）12時 必着
※応募書類の分割提出は認めません。また、応募書類の不足又は提出期限内未到達の場合、応募を無効とさせていただきます。

(6) 提出部数

正本1部、副本5部 ※⑧は1部のみ提出してください。

8. 質問の受付・回答等

本要領の内容に不明点がある場合は、事務局まで質問書（任意）を電子メールにて提出してください。

(1) 提出期限

令和5年（2023年）8月8日（火）17時 必着

(2) 回答方法

質問に対する回答は、令和5年（2023年）8月10日（木）までに市のホームページに回答を掲載し、個別には回答しません。

9. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ・本案件期間中に、上記4. で規定する参加資格要件に抵触するに至ったとき
- ・提案書類において虚偽の内容を記載したとき
- ・提出期限までに提出場所に提案書類の提出がないとき
- ・プレゼンテーション審査に欠席したとき
- ・一団で複数の提案をしたとき
- ・提案に関して談合等の不正行為があったとき
- ・正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき
- ・法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき
- ・審査の公平性を害する行為があったとき
- ・前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格であると認めたとき

10. 審査方法、審査項目

市職員で構成する審査委員会を設置し、応募事業者が5者以上の場合のみ、事前に第一次審査（書類審査）を行います。その後、第二次審査（プレゼンテーション審査）を行い、最高得点を得た提案者を優先交渉権者とします。審査の結果、順位が1位の提案者の得点が、全体配点の50%未満の場合、優先交渉権者とせず、後日、提案公募のやり直しを行います。なお、審査結果は、審査委員会として最終合議のうね一本化して確定するものとします。また、審査委員会の会議は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

①日 時：令和5年（2023年）8月29日（火）を予定

※時間・場所等の詳細は、提案者に別途連絡

②発表時間：30分程度（プレゼンテーション15分、質疑応答15分）

③プレゼンテーションを行う者：本業務に携わる担当者とします。

④その他：当日の出席者は1提案者あたり3名以内（プレゼンテーションを行うものを含む）とし、すべて提案者の雇用する従業員とします。

(1) 審査項目

項目	配点率	評価のポイント
1. 提案内容	120点	<ul style="list-style-type: none"> ・アントレプレナーシップ養成のための具体的方策 <ol style="list-style-type: none"> (1) セミナー、ワークショップ等企画案 (テーマ・回数・頻度等) (2) 起業家との交流・起業家マインド養成に向けた具体的手法 (3) 大学等との連携の具体的手法 ・情報発信・参加者募集の具体的手法 ・起業・スタートアップ支援策検討にあたっての観点と方策 ・その他（上記以外で貴社が提案したい事項）
2. 実施体制	30点	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を確実に遂行するだけの人員と組織体制があるか ・類似する業務の実績について
3. その他	10点	<ul style="list-style-type: none"> ・市内事業者への発注可能な業務を十分精査したうえで、発注を検討しているか
4. 費用	40点	<ul style="list-style-type: none"> ・積算額は必要最小限に抑えられているか ・上記1. 2. 3. に記載する提案に対して妥当な積算額となっているか

※公募開始日から過去3年以内に処分歴などがある場合は、内容に応じて減点する。

(2) 審査結果の通知

結果は令和5年（2023年）9月1日（金）（発送予定）に郵送にて通知します。

なお、豊中市と仕様並びに価格等協議の上、豊中市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定するため、優先交渉権者の通知をもって本業務の受託者を約するものではありません。

1 1. スケジュール

- | | |
|-----------------|---------------------------------------|
| (1) 募集要項等の公表 | 7月28日(金) |
| (2) 現場説明会 | 8月4日(金) 15時から
会場：豊中市役所 第二庁舎5階第1会議室 |
| (3) 質問事項の締切 | 8月8日(火) 17時 必着 |
| (4) 質問事項の回答 | 8月10日(木) |
| (5) 応募書類提出期限 | 8月18日(金) 12時 必着 |
| (6) 書類審査結果通知 | 8月23日(水) 通知 [予定] |
| (7) プレゼンテーション審査 | 8月29日(火) [予定] |
| (8) 結果通知 | 9月1日(金) 発送 [予定] |
| (9) 委託契約の締結 | 9月中旬頃 [予定] |

1 2. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費(提案書の作成、提出及び説明会に関する費用等)は、応募者の負担とします。
- (2) 提出された書類の返却、提出期限以降における書類の差替え及び再提出には応じません。ただし、本市が認めた場合はこの限りではありません。また、豊中市情報公開条例に定めるところにより、公開されることがあります。
- (3) 応募書類に記載された受託業務の担当者等は、発注者がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできません。
- (4) 提案書に記載された内容は、特に明記がない場合は受託後に追加費用を伴わず実施する意向があるものとします。
- (5) 本プロポーザルへの応募を取り下げの場合は、速やかに産業振興課まで文書で連絡してください。また、取り下げにより不利益な取り扱いを行うことはありません。
- (6) 質問事項の締切以降、本案件に係る質問は受け付けません。

1 3. 応募先、質問先及び問合せ先

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1
豊中市 都市活力部 産業振興課 (豊中市役所 第一庁舎 5階)
TEL 06-6858-2187
FAX 06-4865-2058
E-mail sangyoushinkou@city.toyonaka.osaka.jp